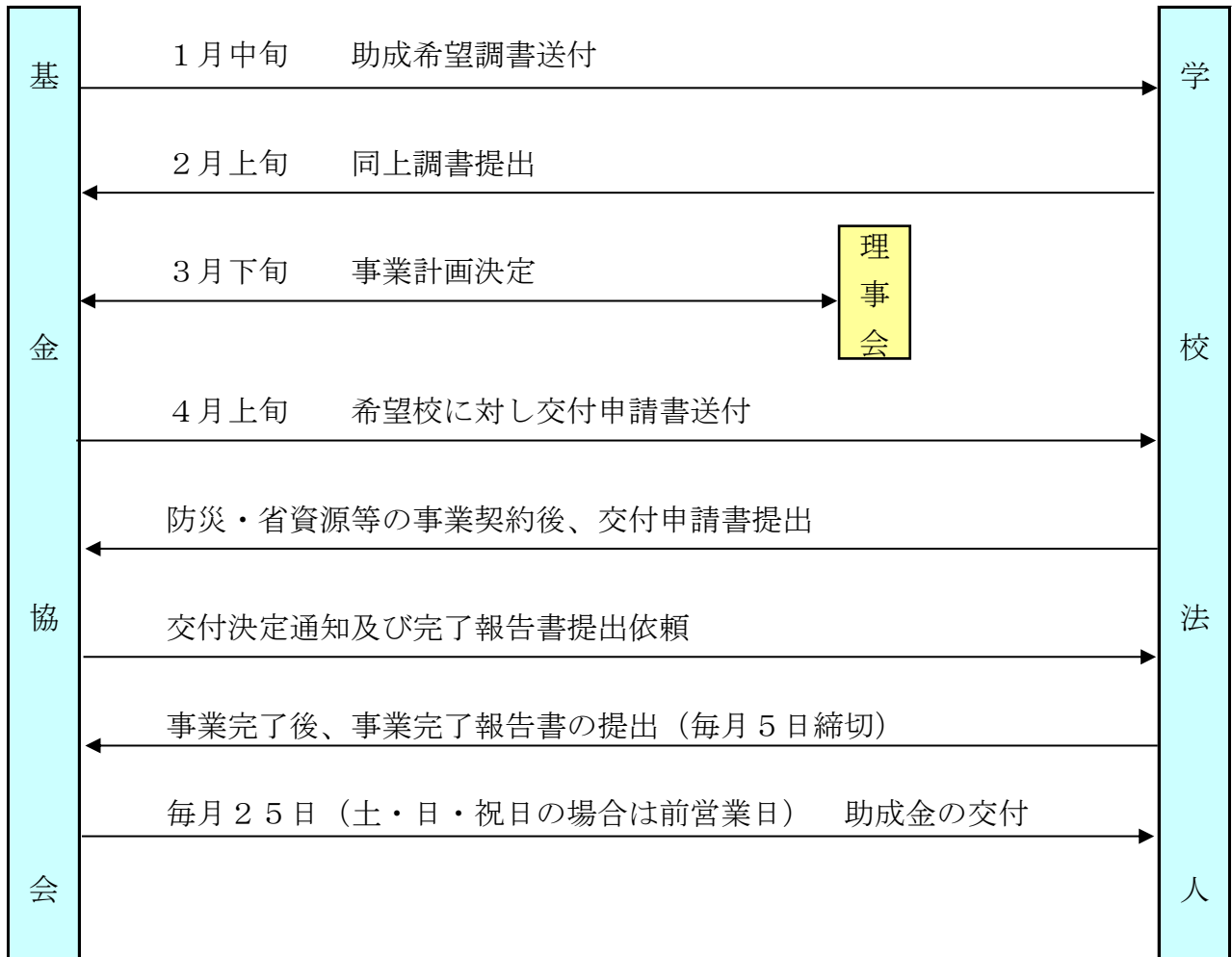


防災・省資源等助成金交付事務手続



防災・省資源等助成金交付要項

1 助成の目的

私立学校（認定こども園含む。）の防災・省資源等の事業に対し助成し、教育環境の整備充実をはかることにより学生・生徒等の安心・安全の確保に資する。

2 助成の対象

この資金は、北海道私学振興基金協会の正会員である学校法人（以下「学校法人」という。）に対し、その設置する学校（認定こども園含む。）において、防災（主に自然災害）・省資源設備、緑化事業等（北海道内で実施するものに限る。）を新たに実施するために要する経費を対象として助成する。ただし、入会及び学校加入初年度を除く。（学校法人が合併する場合、合併前から当協会会員校は、この限りでない。）

- (1) 防災・省資源等設備（自家発電設備、中水利用設備、冷房設備等）
- (2) 緑化事業（芝生、植樹、花壇整備等）

3 助成金の額

- (1) 助成金の総額は、3,000万円とする。
- (2) 経費の1/2以内（ただし、1校当たりの限度額は、200万円とする。）

4 助成金の交付申請

防災・省資源等助成金の交付を受けようとする学校法人は、防災・省資源等助成金交付申請書に関係書類等を添付し提出するものとする。

5 助成金の交付決定

当該学校法人からの申請内容を検討し理事長が決定する。

6 助成金の交付時期

事業完了後に交付するものとする。

7 助成金の交付停止及び返還

学校法人が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付停止又は既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) 助成金を他の用途に充てたとき。
- (2) 会費が滞納となっているとき。
- (3) 既往貸付金の元利金の償還を履行しないとき。
- (4) その他、助成の目的を有効に達し得ない事情があると認められるとき。

8 その他

この要項に定めるもののほか、防災・省資源等助成金に関し必要な事項は、理事長の定めるところによる。